宮城県公安委員会告示第45号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和5年4月14日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

- 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間
  - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

令和5年5月23日(火)から同年6月2日(金)まで(土、日曜日及び6月1日を除く。)の8日間

(4) 第2回講習

令和5年7月3日(月)から同月12日(水)まで(土、日曜日を除く。) の8日間

- イ 追加取得講習
  - (ア) 第1回講習

令和5年5月26日(金)から同月31日(水)まで(土、日曜日を除く。)の4日間

(4) 第2回講習

令和5年7月6日(木)から同月11日(火)まで(土、日曜日を除く。)の4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。 以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係 るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証 明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事

し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任 者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)-ア〜オのいずれかに該当する者

## 5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)に て事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和5年4月24日(月)から同月28日(金)までの5日間(4月24日から27日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

イ 第2回講習

令和5年6月12日(月)から同月16日(金)までの5日間(6月12日から15日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和5年5月8日(月)から同月12日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

イ 第2回講習

令和5年6月19日(月)から同月23日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署

生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

- (3) 提出書類
  - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
  - イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)
  - ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通
  - (ア) 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

- (イ) 前記4-(1)-イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し
- (ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続 して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

- (エ) 前記4-(1)-エに該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し
- (オ) 前記4-(1)-オに該当する者 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、 継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事

## (4) 受講手数料

証明書

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあっては47,000円、追加取得講習受講者にあっては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課